

平成17年 9月 7日

大規模事業評価専門委員会
専門委員長 首藤 伸夫 様

築川ダムに反対する市民の会

意見書

「築川ダム建設事業、築川道路改築事業（盛岡市）」パブリックコメントに関する意見

この度は築川ダム事業によせられた県民の意見をもとに審議が行われるとのことですが、委員の皆様には正確な情報伝達がされているかという点で疑問を感じます。

そのため、築川流域における過去の水害及び湧水事例を「築川流域河川意識調査結果概要」（築川流域懇談会配布資料）に照らした事実確認、ならびに市民団体による聞き取り調査結果をここに示し、審議の参考にしていただきたいと思います。

- 1, 築川の水害事例の多くは下流左岸堤防構築以前のものであり、築堤後には本流の氾濫による水害は一度も起きていない。
- 2, 水不足の経験は工事現場からの油流出による水源汚染が原因であり、築川の湧水によるものは一度も起きていない。
- 3, 築川下流住民への聞き取り調査ではダム建設を望む声は少なく、堤防強化を望む声が大きかった。
- 4, 築川流域河川意識調査は築川河川整備計画策定の参考として行われたものであるから、集計結果は全て公表し様々な角度での分析を可能にするべきである。

1, 築川の水害事例の多くは下流左岸堤防構築以前のものであり、築堤後には本流の氾濫による水害は一度も起きていない。

《問5 - 2》水害の時期はいつでしたか。答えはいくつでも結構です。

水害時期としてあげられた14件のうち、下流左岸堤防構築（昭和34年頃）以前のものが7件あり、治水整備が万全でなかったことが原因であると思われます。

堤防構築以後、築川本流が氾濫したことは1度もなく、近年の水害は全て灌漑用水路の決壊や土砂災害が原因のものです。

昭和54年水害

「付近の灌漑用水路が決壊し築川に流れ込み付近一帯が濁流におおわれた（盛岡タイムスより）」

平成2年水害（右写真）

「現場の築川は新たたら山橋建設工事中で、激流のため足場の上に積んでいた鉄製の円筒型桝や鉄骨などが流れ約10㍍下流に造られている仮橋につかえたため川水が道路に溢れた。（岩手日報より）」

平成14年水害（台風6号）

「台風6号で崩落した盛岡市中野の築川左岸堤防は、現行の河川法が施行される以前の1959年頃に建設されていたことが12日、分かった。（岩手日報より）」



《問4》「現在お住まいの場所で、これまでにあなたの家屋や土地が水害を受けたことがありますか。」で、「ある」と応えた回答者は全体の10%（348名中35名）ですが、この中には築川ダムで防げる水害はほとんど含まれていないこととなります。

これは、《問3》「川づくりの方向性」で治水対策を望む声が全体の22%しかないことと符合します。

ところが、《問8》「洪水対策の方針」では、「ダムによる治水33%」「川を広げる14%」合計47%が治水対策を望む回答になっています。

審議の場でこの理由が明らかにされることを望みます。

2, 水不足の経験は工事現場からの油流出による水源汚染が原因であり、築川の濁水によるものは一度も起きていない。

《問12》「あなたは、水不足で困ったことがありますか」の「ある」の回答者16%のうち、《問13》「水道用水に困った」63%（35名）の原因は築川の濁水によるものではありません。

築川への油流出事故について		築川ダム取水事業再評価配付資料より)
1.発生日時	平成9年8月5日(火) 13時頃	平成15年1月23日(木) 時間不明
2.発見者	盛岡市水道部沢田浄水場職員	盛岡市水道部水質検査センター職員
3.発生場所	盛岡市川目第4地割79-3 東亜道路工業㈱盛岡合材工場	盛岡市築川第5地割 築川3号トンネル工事現場
4.原因者	東亜道路工業㈱	岩手県発注「築川ダム建設一般国道築川3号トンネル築造工事」 精負者 ㈱鏡高組・豊島建設㈱特定共同企業体
5.原因	消防署によるタンク水張り検査後の排水時、同社作業員の不注意により、タンク内に残っていた重油450㍓が築川の支流戸中 <small>（戸中川）</small> に流失	工事現場内、生コンプラント（パッチャープラント）への灯油タンク（容量400㍓）の配管に亀裂が入り、約240㍓が築川に流失
6.市民生活への影響		
・断水、水圧低下	約7,000世帯 （電話による問い合わせ713件） 取水停止 31時間45分 断水 17時間30分	・断水戸数 74件（電話による問い合わせ） 取水停止 27時間 断水 4時間
・応急給水拠点	12箇所 〔都南中央公園、津志田小、ベルマート都南プラザ、見前南小、永井小、飯岡小、岩手飯岡駅、川目保育園、羽場小、飯岡小、県職員住宅、工業技術センター〕	10箇所 本宮小、太田小、飯岡小、津志田小、仙北中、大宮中、見前中、見前南中、羽場小、東山一丁目市営アパート前 ※上記の外に盛岡赤十字病院にも給水車を配置
・給水車両	22台 （水道部4台、市1台、他都市等17台）	13台（水道部7台、他都市等6台）
・広報車両	5台（水道部5台）	25台（水道部4台、消防車21台）
・他都市等の応援	一関市、水沢市、江刺市、北上市、花巻市、宮古市、仙台市、業者	北上市、江刺市、一関市、矢巾町、盛岡広域消防本部、業者

築川では過去に2度、水源汚染による断水が起きました。盛岡市水道部浄水課に問い合わせ、沢田浄水場開設（昭和48年）以来1度も濁水による取水制限がないことから、《問13》の回答の原因は水源汚染によるものと思われます。

また、《問13》「農業用水が不足して困った。」30%（17名）には、灌漑設備が整わないことによるものが含まれると思われます。

標高300mを超える丘陵地にある盛岡市川目の盛岡東部リング生産組合では「少しでも土中水分を確保しようと下草刈りや堆肥覆土したのだが焼け石に水。灌漑施設もなく頼みは雨だけだった」という。（岩手日報 S60/9/10）

3, 築川下流住民への聞き取り調査ではダム建設を望む声は少なく、堤防強化を望む声が大きかった。

《市民会議による築川下流左岸住民に対する聞き取り調査結果》

実施日 平成 14 年 9 月から 2 ヶ月かけて実施。

対象 築川下流左岸の想定氾濫区域内居住者 有効回答者数 159 名

《問 1》「築川で水が増えて怖いと思ったことはありますか」

ある 129 件 ない 29 名

「ある」のうち平成 2 年河川改修以前と答えた方 18 件

平成 2 年河川改修以後と答えた方 1 件

台風 6 号の時（平成 14 年 7 月）と答えた方 110 件

《問 2》「台風 6 号の時避難しましたか」

避難した 79 名 家にいた 43 名 不明 2 名 知らなかった 3 名

《問 3》「築川ダムは税金で作られます。お金をかけてでも造るべきだと思いますか、それとも税金は他に使って欲しいですか」

作った方がよい 28 名 やめた方がよい 54 名 わからない 77 名

《問 4》「現状の堤防についてどう思いますか」

強化して欲しい 85 名 今のままでよい 40 名 わからない 27 名

4, 築川流域河川意識調査は築川河川整備計画策定の参考として行われたものであるから集計結果は全て公表し様々な角度での分析を可能にするべきである。

平成 16 年 12 月 20 日に当該アンケート調査用紙の情報公開請求を行いました。が、条例 7 条第 1 項第 2 号（個人の権利利益を害する恐れがあるもの、個人が識別される情報）に該当するとの理由で開示されませんでした。

その後の異議申し立てののち、現在情報公開審査会の答申を待つところです。

当該アンケート調査は平成 9 年河川法改正に基づいた「河川整備計画」策定のために行われたとのこと。

しかし、アンケート用紙には住所氏名の記入義務はなく、情報公開状に該当するとの理由は根拠に乏しいといえます。

河川法第 16 条の 2 項 4 には「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあり、これを具体的に計画に反映するために「河川整備計画」があります。

よって、当該アンケート調査は集計結果を概要として取りまとめるべきでなく、様々な視点で検証できるようにするべきです。

特に《問 30》は、回答者の意見そのものであるもので、全てを公表してパブリックコメントと同等に扱うべきでしょう。